

「日本保健医療大学ガバナンス・コード」の遵守状況について

基準日：令和5年10月1日

「日本保健医療大学ガバナンス・コード」の遵守状況

学校法人共済学院 日本保健医療大学は、下表に示すとおり、定める遵守項目に取り組む、「日本保健医療大学ガバナンス・コード」の遵守に努めております。

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	実施状況
1-1 建学の精神	○
1-2 教育研究理念と目的	○

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	実施状況
2-1 理事会	○
2-2 理事	○
2-3 監事	○
2-4 評議員会	○
2-5 評議員	○

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	実施状況
3-1 学長	○
3-2 教授会	○

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	実施状況
4-1 学生に対して	○
4-2 教職員等に対して	○
4-3 社会に対して	○
4-4 危機管理及び法令遵守	○

第5章 透明性の確保（情報公開）	実施状況
5-1 情報公開の充実	○

今後の実施予定等

- 令和5年10月以降、監事サポート体制をあらためて構築していきます。
- 理事、監事及び評議員に研修の機会を提供し、研修内容の充実に努めます。
- 第1期中期経営計画について振り返りを行い、令和7年度以降の中期計画の策定を進めていきます。

以上